

建設現場における遠隔臨場に関する要領 概要版

目的

モバイル端末によるビデオ通話を活用し、建設現場で臨場による「段階確認」「材料確認」「立会」を遠隔で行い、受発注者双方の業務を効率化

対象工事

- ・受注者が希望した工事
- ・検測値等を映像で確認できるなど、工事の品質に影響を及ぼさない工事

適用対象外

- ・支持地盤や土質確認など直接目視による確認が必要となる項目
- ・座標や基準高の確認など映像で検測値の確認ができない項目
- ・機器等の使用にあたって十分な安全が確保できない場合
- ・夜間、暗所、水中などカメラ撮影が困難なもの など

費用負担

- ・受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達に要する費用は受注者負担

< 「映像」と「音声」の送信に関する仕様 >

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上	
	フレームレート：15fps以上	
転送レート	平均1 Mbps以上	

建設現場における遠隔臨場に関する要領 概要版

実施方法

①事前協議

- ・受注者は、工事打合せ簿に実施計画書を添付し監督員と協議

②機器等の調達

- ・受注者が使用する機器等（通信環境含む）は受注者が調達し、発注者が使用する機器等（通信環境含む）は発注者が調達
- ・調達した機器等により遠隔臨場に支障がある場合は、受発注者で協議のうえ、機器等の変更を行うか、実施の全部又は一部を取りやめる

③遠隔臨場の実施

- ・受注者は、従来どおり段階確認願、材料検査願及び立会確認願を事前に監督員に提出
→ 様式の備考欄に「遠隔臨場」を明記
- ・受注者は、**実施内容について監督員又は調査職員の確認を受けることとする。**
なお、受注者は映像と音声を配信するのみとし、記録と保存は不要とする。
臨場の場合と同様に、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」など、
必要な情報を黒板に表示し、監督員の確認を受ける
- ・監督員は、遠隔臨場で必要な情報が得られない場合は従来の臨場による確認を実施

④実施記録

- ~~・受注者は、遠隔臨場が行われたことの実施記録を行う~~
- ~~・監督員の画像を含めた全景と近接の映像をスクリーンショット等で撮影し、工事成果品として提出~~

留意事項

- ・撮影時の事故が発生しないよう、イヤホンやマイクを装着するなど安全に留意すること。
- ・プライバシー保護のため、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。

建設現場における遠隔臨場に関する要領 概要版

実施記録の方法

<実施記録の方法>

- ①ビデオ通話画面で、監督員の映像を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
- ②ビデオ通話画面で、監督員の映像を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

実施記録の方法例

- ・受注者は遠隔臨場が行われた記録として、全景と近接の映像をスクリーンショット等で撮影
- ・記録の撮影時には必ず監督員の映像を含めて撮影

例①：通信中の画面キャプチャ



例②：通信中の端末を含む写真



建設現場における遠隔臨場に関する要領

1. 目的

遠隔臨場とは、モバイル端末（スマートフォン、タブレット等）による映像と音声の双方向通信を活用し、石川県建設工事標準請負契約約款、石川県業務委託契約約款、石川県土木工事共通仕様書及び、調査関係共通仕様書に定める「段階確認」「材料確認」及び「立会」（以下、段階確認等という。）のほか、受発注者間の打合せ等を遠隔で実施し、受発注者の業務効率化を図るものである。

この要領は、石川県土木部が発注する工事又は業務において、遠隔臨場を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2. 対象工事又は業務

遠隔臨場は受注者が希望する場合に実施することができるものとし、工事の品質に影響を及ぼさないなど工事特性を踏まえ、受発注者間で協議が整った工事又は業務とする。

ただし、支持地盤や土質確認など現地で直接目視による確認が必要な確認項目や、座標や基準高の確認など出来形計測等において映像で検測値の確認が困難な場合、**機器等の使用にあたって十分な安全が確保できない場合**のほか、夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な場合は適用対象外とする。

3. 事前協議

受注者が遠隔臨場を希望する場合は、あらかじめ遠隔臨場実施計画書を添付のうえ工事打合せ簿又は打合せ簿により監督員と協議を行い、監督員の承諾を得なければならないこととする。

この協議に先立ち、受注者は現場の電波状況等を確認すること。

4. 機器等の調達

受注者が使用する機器等（通信環境含む）は受注者が調達し、発注者が使用する機器等（通信環境含む）は発注者が調達することを基本とする。ただし、受発注者双方が使用する機器等を受注者が一括して調達する等、前述によらない場合は、受発注者間で協議することとする。

調達した機器等により遠隔臨場による段階確認等が適切に行えないと判断した場合には、受発注者で協議のうえ機器等の変更を行うか、実施の全部または一部を取りやめるものとする。

5. 遠隔臨場の実施

(1) 資料等の事前提出

受注者は、遠隔臨場に先立ち、臨場の場合と同様に、段階確認願、材料検査願及び立会確認願を事前に監督員又は調査職員に提出することとする。

なお、段階確認願、材料検査願及び立会確認願の備考欄に遠隔臨場であることを明記することとする。

(2) 実施

受注者は、撮影時に転倒や滑落などの事故が発生しないよう、安全に配慮し実施することとし、必要に応じてイヤホン、マイク等を装着するほか、撮影しやすい測定器具を使用することとする。

また、受注者は、測点における計測などの近接撮影を行う前に、臨場の場合と同様に「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」及び「使用材料」等の必要な情報について~~黒板等を用いて表示するとともに~~冒頭で読み上げ、実施内容について監督員又は調査職員の確認を受けることとする。~~なお、受注者は映像と音声配信するのみとし、記録と保存は不要とする。~~

監督員又は調査職員は、遠隔臨場にて必要となる情報が得られなかった場合は、臨場による確認を実施することとする。

(3) 記録と保存

~~受注者は、遠隔臨場が行われた記録として、下記の方法で画像を撮影し、段階確認等の実施記録としてデータを保存し、成果品として提出することとする。~~

<実施記録の方法>

- ~~・ビデオ通話画面で、監督員又は調査職員の映像を表示させた状態でキャプチャ（写真）撮影する。~~
- ~~・ビデオ通話画面で、監督員又は調査職員の映像を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。~~

~~なお、撮影は原則として全景と近接の映像をスクリーンショット等で撮影し、全景映像においては黒板を入れることとする。~~

<「映像」と「音声」の送信に関する仕様>

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上	
	フレームレート：15fps以上	
転送レート	平均1Mbps以上	

6. 費用の負担

受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達（受発注者双方が使用する機器等を受注者が一括して調達する場合も含む）に要する費用は、受注者が負担するものとする。

7. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議のうえ、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

(改定 令和5年4月1日一部改定)

(改定 令和6年6月1日一部改定)

【参考】建設現場における遠隔臨場に係る手続き

着手前

●事前協議

(受注者)

- ①遠隔臨場を希望する場合は、遠隔臨場実施計画書を添付のうえ工事打合せ簿により監督員と協議（現場の電波受信状況を確認）

(発注者)

- ①遠隔臨場実施計画書の記載内容を確認し、工事の品質等に影響がないか確認

<適用対象外>

- ・支持地盤や土質確認など現地で直接目視による確認が必要な確認項目
- ・座標や基準高の確認など映像で検測値の確認が困難な項目
- ・夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な項目
- ・機器の使用にあたって十分な安全が確保できない場合 など

協議が整った場合

●機器等の調達

- ①受注者が使用する機器等（通信環境含む）は受注者が調達し、発注者が使用する機器等（通信環境含む）は発注者が調達
- ②調達した機器等により遠隔臨場が適切に行えないと判断した場合は、機器等の変更を行うか、実施の全部または一部を取りやめるか受発注者で協議

着工

●遠隔臨場の実施

(受注者)

- ①従来どおり段階確認願、材料検査願又は立会確認願を監督員に提出
※備考欄に「遠隔臨場」を明記
- ②「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」及び「使用材料」等の必要な情報について冒頭で読み上げ、実施内容について監督員又は調査職員の確認を受ける。

なお、受注者は映像と音声配信するのみとし、記録と保存は不要とする。

~~遠隔臨場が行われた実施記録として、全景と近接の映像を監督員の映像を表示させた状態でスクリーンショット等で撮影し、工事成果品として提出~~

~~※実施記録の撮影前に黒板の実施内容を読み上げ、監督員の確認を受けること。また、全景映像においては黒板を入れること。~~

(監督員又は調査職員)

- ①遠隔臨場で必要となる情報が得られなかった場合は、臨場による確認を実施

完成